

## 放射線安全管理委員会 要綱

### (設置)

第1条 放射線業務の安全な運営を図るため、放射線安全管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。また、下部組織に MRI 安全管理委員会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 放射線の業務執行の安全に関すること。
- (2) 放射線障害予防規則、電離則に沿った被曝等に関すること。
- (3) 立入検査等に関すること。
- (4) MRI 業務の安全に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は次に関わる者をもって組織し、別表第 1 に掲げる職員をもって病院長が 指名する。

2 委員会には委員長および副委員長を置く。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は放射線科科長をもって充てる。副委員長は委員長が指名する。

### (職務)

第5条 委員長は委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は会務を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### **(会議)**

第6条 委員会は委員長が召集する。

2 委員長は委員会の会議の議長となる。

3 会議は委員の半数以上の出席をもって成立する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

### **(意見等の聴取)**

第7条 委員会は必要あると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、また、これらの職員に対して資料の提出を求めることができる。

### **(庶務)**

第8条 委員会の庶務は中央放射線部において処理する。

### **(補則)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定めることができる。

### **附 則**

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 11 月 30 日から施行する。